

新設分割にかかる事前備置書類  
(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2022年 1 月 26日  
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
コニカミノルタ株式会社  
代表執行役社長兼CEO 山名昌衛

コニカミノルタ株式会社(以下「当社」といいます。)は、2022年 1 月26 日付新設分割計画書に基づき、2022年 4 月 1 日をもって、当社の自治体DX推進部で営む自治体DX支援事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ガバメイツ(以下「新会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本分割」といいます。)を行うことにいたしました。  
当社が、本分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容(会社法第 803 条第1項第2号)  
2021 年 12 月 26 日付新設分割計画書の内容は、別紙1のとおりです。
2. 会社法第 763 条第 1 項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 205 条第1号イ)
  - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項  
新会社は、本分割に際して 200 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社に交付される新会社の株式の数につきましては、当社が新会社が発行する全ての株式を取得するため、これを任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。
  - (2) 資本金及び準備金の額に関する事項(会社法第 763 条第1項第6号)  
新会社の資本金及び準備金の額につきましては、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。
3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 205 条第6号イ)  
該当事項はありません。
4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務(当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。)の履行見込みに関する事項(会社法施行規則第 205 条第7号)
  - (1) 当社の債務の履行の見込みについて  
本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

(別紙1)

## 新設分割計画書

コニカミノルタ株式会社（以下「**当会社**」という。）は、当会社がその自治体DX推進部が営む自治体DX支援事業（以下「**本事業**」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ガバメイツ（以下「**新会社**」という。）に承継させる新設分割（以下「**本分割**」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「**本計画**」という。）を作成する。

### 第1条（分割の方法）

当会社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により、本事業に関して当会社が有する第4条に定める権利義務を新会社に承継させる。

### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項等）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載の通りとする。
2. 新会社の本店の所在場所は、東京都千代田区丸の内二丁目7番2号とする。

### 第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の名称）

新会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役	別府	幹雄
設立時取締役	藤井	琢也
設立時取締役	浅野	徹
設立時監査役	椎名	潔

### 第4条（新会社が当会社から承継する債権債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 新会社は、第7条に定める新会社の設立日をもって、当会社から、別紙2「承継権利義務明細表」記載の権利義務を承継する。
2. 前項の規定に基づく本分割による当会社から新会社に対する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法による。

### 第5条（新会社が本分割に際して交付する株式の数）

新会社は、本分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを第4条に定める権利義務の全部に代わる対価として、当会社に交付する。

### 第6条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 資本金の額   | 1億円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円  |
| (3) 利益準備金の額 | 0円  |

#### 第7条（分割の効力発生日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の設立日」という）は、2022年4月1日とする。ただし、当社は、分割手続進行上の必要性その他の理由により、これを変更することができる。

#### 第8条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

#### 第9条（競業禁止義務）

当社は、新会社の設立日以降、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第10条（条件の変更）

当社は、本計画の作成後新会社の設立日までの間に、天災地変その他の事由により、本事業及び本事業に属する財産に重要な変動が生じたときは、本計画を変更し又は本分割を中止することができる。

#### 第11条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

（以下余白）

2022年1月26日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
ユニカミノルタ株式会社  
代表執行役 山名 昌衛

(別紙1)

株式会社ガバメイツ

定款

2022年1月26日作成

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社ガバメイツと称する。英文では、Govmates Inc.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 業務変革支援に係る製品及び情報システムの開発、製造、販売、賃貸、修理及び保守業務
2. 業務変革支援に係るサービスの開発及び提供業務
3. 業務変革支援に関連するビジネスプロセスアウトソーシングの受託業務
4. 業務変革支援に係るコンサルティング業務
5. 人材育成、能力開発のための教育業務
6. 前各号に附帯または関連する一切の業務

### (本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### (公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (株主割当てによる新株発行)

第8条 当社は、その発行する株式またはその処分する自己株式を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、会社法第199条第1項各号及び同法第202条第1項各号の事項は、取締役会の決議をもって定める。

### (基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行

使することのできる株主とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

(招集者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集しその議長となる。代表取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
② 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

### 第4章 取締役、監査役及び取締役会

(員数)

第13条 当社の取締役は3名以上6名以内、監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第14条 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。  
③ 任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の実任免除)

第16条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の



限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第 17 条 取締役会は、法令で別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故のあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 18 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第 19 条 取締役会はその決議をもって、代表取締役を 1 名選定し、その者を代表取締役社長とする。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会はその決議をもって、前条の他に、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(役員報酬)

第 21 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事業年度末日に決算を行う。

(剰余金)

第 23 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、剰余金の配当をすることができる。

- ② 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、剰余金の配当をすることができる。
- ③ 当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- ④ 配当財産は、支払開始後満 5 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけない。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当社の第1期の事業年度は、当社成立の日から2022年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第25条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、東京都千代田区丸の内二丁目7番2号コニカミノルタ株式会社とその自治体DX推進部が営む自治体DX支援事業に関して有する権利義務を承継させ新設分割により株式会社ガバメイツを設立するにつき、この定款を作成する。

2022年1月26日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
コニカミノルタ株式会社  
代表執行役 山名昌衛

承継対象権利義務明細表

本分割により、新会社が当会社から承継する資産、債務、契約（雇用契約を除く。）、雇用契約その他の権利義務は、第7条に定める新会社設立の日における以下のものとする。

1. 資産

本事業に属する固定資産、貯蔵品。ただし、効力発生日において既に発生している本事業に属する売上債権、売掛金を除く。

2. 債務

効力発生日において本件事業に属する負債その他一切の債務（契約に基づき生じるものを含み、未発生のものその他の潜在債務も含む）。ただし、効力発生日において既に発生している本件事業に属する支払債務、未払金及び未払費用を除く。

3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）

本事業に関するすべての契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務（ただし、雇用契約、当会社の他の事業部門と共同で使用するものを除く）

4. 雇用契約

従業員に係る雇用契約及びこれに基づく権利義務は承継しない。

5. 知的財産権

本事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術情報、ノウハウ、その他本事業に関する権利（ただし、当会社の他の事業部門と共同で使用するものを除く）